

<保険金等お支払状況について(2013年度下半期分)>

2014年6月30日
マニュライフ生命保険株式会社

2013年度下半期(2013年10月～2014年3月)における保険金等のお支払件数、お支払非該当件数及び内訳は、以下のとおりです。

◆保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数及び内訳

○平成25年度下半期

	保険金					給付金					合計
	死亡 保険金	災害 保険金	高度障害 保険金	その他	合計	死亡 給付金	入院 給付金	手術 給付金	障害 給付金	その他	
詐欺取消・詐欺無効					0						0
不法取得目的無効					0						0
告知義務違反解除	2			2	4		71	47		11	129
重大事由解除					0						0
免責事由該当	6				6		7	4	2	2	15
支払事由非該当	7	5	10	13	34		10	232	1,188	2	798
その他※					0						0
お支払い非該当件数合計	15	5	10	15	44		17	307	1,237	2	811
お支払い件数	924	16	32	2,875	3,847		1,617	20,829	13,248	27	70,035
											105,756
											109,603

※その他……契約取消など

上記件数につきましては、生命保険協会にて策定した基準に則ってお支払件数、お支払非該当件数を計上しております。

◆半期毎の時系列推移表

		お支払い 件数	お支払い 非該当 件数
H20年度	下半期	76,007件	2,888件
H21年度	上半期	86,100件	3,133件
	下半期	102,034件	3,084件
H22年度	上半期	81,906件	3,026件
	下半期	92,346件	3,267件
H23年度	上半期	83,109件	3,082件
	下半期	98,332件	3,099件
H24年度	上半期	89,184件	2,661件
	下半期	105,532件	2,633件
H25年度	上半期	94,104件	2,771件
	下半期	109,603件	2,418件

◆<項目のご説明>

区分	解説
詐欺取消・詐欺無効	保険契約の締結または復活に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。該当の保険契約がある場合は、死亡保険金や入院給付金などの支払事由に応じた件数を記載しております。
不法取得目的無効	保険契約者が保険金・給付金を不法に取得する目的または他人に保険金・給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結、または復活したときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。該当の保険契約がある場合は、死亡保険金や入院給付金などの支払事由に応じた件数を記載しております。
告知義務違反解除	保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知の際に事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。保険契約が解除された場合、保険金・給付金の支払事由が生じていても、保険金・給付金をお支払することはできません。該当の保険契約がある場合は、死亡保険金や入院給付金などの支払事由に応じた件数を記載しております。
重大事由解除	会社は、つぎのいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。 1) 保険契約者、被保険者または保険金・給付金の受取人が保険金・給付金を詐取する目的または他人に保険金・給付金を詐取せる目的で事故招致をした場合。 2) 保険金・給付金の請求に関し、保険金・給付金受取人に詐欺行為があつた場合。 3) この保険契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合。 4) その他この保険契約を継続することを期待しえない上記に掲げる事由と同等の事由がある場合。 保険契約が上記に掲げた重大事由のよつて解除された場合、保険金・給付金のお支払事由が生じていても、保険金・給付金をお支払することはできません。該当の保険契約がある場合は、死亡保険金や入院給付金などの支払事由に応じた件数を記載しております。
免責事由該当	生命保険の約款では、保険金・給付金ごとにお支払できない事由を定めており、ご請求いただいた内容がこの事由に該当する場合は保険金・給付金のお支払対象となりません。以下代表的な免責事由該当の事例を列挙します。 1) 死亡保険金の場合 ・責任開始日(または復活日)の属する日からその日を含めて3年以内の自殺によるとき ・保険契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき 2) 入院・手術給付金の場合 ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき 該当の保険契約がある場合は、死亡保険金や入院給付金などの支払事由に応じた件数を記載しております。
支払事由非該当	生命保険の約款では、保険金・給付金ごとにお支払する事由を定めており、ご請求いただいた内容がこの事由に該当しない場合は保険金・給付金のお支払対象となりません。以下代表的な支払事由非該当の事例を列挙します。 例1) 障害の請求にあたり、約款所定の障害状態に該当しないとき 例2) 入院・手術の請求に際あたり、約款所定の手術倍率表の手術種類に該当しないとき。 該当の保険契約がある場合は、死亡保険金や入院給付金などの支払事由に応じた件数を記載しております。